

平成30年第1回

中津川市議会（定例会）議案

平成30年2月26日

平成30年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 1 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・ 4
議第 1 8 号	中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・ 7
議第 1 9 号	中津川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について・・・・ 9
議第 2 0 号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 1 3
議第 2 1 号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 1 5
議第 2 2 号	中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・ 1 7
議第 2 3 号	中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・ 3 3
議第 2 4 号	中津川市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 4 9
議第 2 5 号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・ 5 2
議第 2 6 号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・ 5 4
議第 2 7 号	中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・ 6 1
議第 2 8 号	中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・ 6 3
議第 2 9 号	中津川市環境保全条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 6 6
議第 3 0 号	中津川市農業共済事業の実施に関する条例の廃止について・・・・ 6 8
議第 3 1 号	中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部改正について・・ 7 0

議第 3 2 号	中津川市中小企業小口融資条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 7 2
議第 3 3 号	中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について・・ 7 4
議第 3 4 号	中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 7 8
議第 3 5 号	中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 5
議第 3 6 号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 8 7
議第 3 7 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 8 8
議第 3 8 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 8 9
議第 3 9 号	東濃農業共済事務組合理約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 0
議第 4 0 号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2
議第 4 1 号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 3
議第 4 2 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 5
議第 4 3 号	平成 2 9 年度中津川市病院事業会計資本剰余金の処分について・・・・ 9 6

報第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

中津川市税条例の一部改正について（専第1号）

専第1号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月28日専決

中津川市長 青山節児

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第2項及び第34条の7中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第36条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議第18号

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の再度取得の要件に待機児童を追加するため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第12条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第19号

中津川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

中津川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当の支給水準を引き下げするため、及び雇用保険法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第12条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市の規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市の規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則第9項中「100分の87」を「100分の83.7」に改め、附則に次の1項を加える。

16 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市の規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市の規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

（中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第7項中「再就職手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費」を「就業促進手当、移転費又は求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の中津川市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第12条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した中津川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であって中津川市職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第12条第11項（第5号に係る部分に限り、中津川市職員の退職手当に関する条例第12条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条に規定する施行の日以後である場合について適用する。

議第20号

中津川市積立基金条例の一部改正について
中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市ふるさとづくり応援基金に積み立てる寄附金を適正に取り扱うため、この条例を定めようとする。

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表ふるさとづくり応援基金の項を次のように改める。

ふるさとづくり 応援基金	寄附者の意思を活かしたふるさと の魅力あるまちづくりに要す る財源に充てるため	寄附金及び市長が定める額
-----------------	---	--------------

第2条の表図書館建設及び図書購入基金の項を次のように改める。

図書館建設及び 図書購入基金	図書館の建設及び図書の購入に 要する財源に充てるため	寄附金及び市長が定める額
-------------------	-------------------------------	--------------

第2条の表教育基金の項を次のように改める。

教育基金	教育環境の充実に要する財源に 充てるため	寄附金及び市長が定める額
------	-------------------------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第21号

中津川市手数料条例の一部改正について
中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成12年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表7の項中「37,000円」を「33,900円」に、「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第22号

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成24年中津川市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款 運営に関する基準(第59条の27—第59条の38)

営に関する基準 「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59
22)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・

を

第2款 人員に関する基準(第59条の23・第59条

」 第3款 設備に関する基準(第59条の25・第59条

第4款 運営に関する基準(第59条の27—第59条

条の20の2・第59条の20の3)

設備及び運営に関する基準

第59条の22)

に改める。

の24)

の26)

の38)

」

第1条中「いう。)」の次に「第78条の2の2第1項並びに」を、「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービス及び」を加える。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」を「第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員

のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴

覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を

定期的に実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第190条中「施行規則第17条の10」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12」に改める。

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅

介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条第8項ただし書中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次

に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「定める利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を「指定介護老人福祉施設基準」に改める。

附則第10条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第18条第2項中「第191条第9項」を「第191条第12項」に、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

附則第19条中「第191条第9項、第192条第2項」を「第191条第1

2項、第192条第3項」に改める。

附則に次の2条を加える。

(医療機関併設型指定地域密着型特定施設の従業者の員数に係る経過措置)

第21条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

(医療機関併設型指定地域密着型特定施設の設備に係る経過措置)

第22条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

係る基準に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年中津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第11条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第26号を同条第27号とし、同条第25号中「介護予防サービス若しくは」を「介護予防サービスの種類若しくは」に改め、同号を同条第26号とし、同条第24号を同条第25号とし、同条第23号中「必要と認める場合にはその理由を当該」を「必要な場合にはその理由を」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同条第20号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号を同条第

21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第19号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第33条第1号中「改善のみ」を「改善だけ」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第23号

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
条例の制定について

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲され
るため、この条例を定めようとする。

中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新に関する基準として法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第13

3号) 第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)の員数は、1以上とする。

2 介護支援専門員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

3 介護支援専門員であって常勤であるものの員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

め、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力

することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われている

かどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧

に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げるところにより指定居宅介護支援を提供させるものとする。

(1) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(2) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

4 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めさせなければならない。

5 前項の場合において、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成した際には、介護支援専門員に、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付させなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

8 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（居宅サービス計画の作成等）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げるところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

- (1) 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (2) 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (3) 適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (4) 前号の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (5) 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (7) 居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）に交付すること。

(8) 居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(9) 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

(10) 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。

(11) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

(12) 利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って作成すること。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、前項各号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(1) 作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等

の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

- (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
- (3) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第77号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第24条第1項の訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (4) 居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (5) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (6) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (7) 介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

(8) 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市に届け出なければならない。

(9) 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

3 第1項第1号から第7号まで及び前項第1号から第3号までの規定は、同項第4号の居宅サービス計画の変更について準用する。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計

画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の業務)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の管理者に、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の管理者に、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第7条から第32条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせるものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者

の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示等)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の重要事項について、指定居宅介護支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を行うに当たっては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがあってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等（当該指定居宅介護支援事業所の管理者が行う指示等を含む。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等（指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行う指示等を含む。）を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益の収受（当該指定居宅介護支援事業者の従業者が行う収受を含む。）をしてはならない。

(苦情への対応等)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条

第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日（第2号に掲げる記録にあっては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第2項第4号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する

記録

- (2) 個々の利用者ごとに作成する居宅介護支援台帳に記録する次に掲げるもの
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 第16条第1項第4号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第1項第8号に規定するモニタリングの結果の記録
 - エ 第16条第2項第2号のサービス担当者会議等の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第33条 第4条から前条までの規定（第29条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項第8号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定に関わらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

議第24号

中津川市介護保険条例の一部改正について
中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

介護保険事業計画の策定により介護保険料等を見直すため、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第

39条第1項第1号に掲げる者 31,800円

（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,340円

（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,700円

（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,240円

（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,600円

（6） 令第39条第1項第6号に掲げる者 76,320円

（7） 令第39条第1項第7号に掲げる者 82,680円

（8） 令第39条第1項第8号に掲げる者 95,400円

（9） 令第39条第1項第9号に掲げる者 108,120円

（10） 次のいずれかに該当する者 114,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 120,840円

2 令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は120万円とし、同項第7号イの市町村が定める額は200万円とし、同項第8号イの市町村が定める額は300万円とし、同項第9号イの市町村が定める額は400万円とする。

第4条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第8号ロ」を「、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

第5条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第9条中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「27,540円」を「28,620円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第25号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第26号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険料の賦課方式を変更するため、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「総則」を「趣旨」に、「国民健康保険運営協議会」を「中津川市国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章を次のように改める。

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 中津川市国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「中津川市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する中津川市国民健康保険運営協議会」に改める。

第9条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第13条の3第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、

入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健

康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第14条中「、資産割額」を削る。

第15条第1項中「第22条第1項第1号」を「第21条第1項第1号」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第17条の2中「、資産割額」を削る。

第17条の4を次のように改める。

第17条の4 削除

第17条の5の2中「第1号から第3号までに掲げる」を「次の各号に掲げる」

に、「第1号から第3号までに定める」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号」に、「第17条第1項第4号ア」を「第17条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第17条第1項第4号イ」を「第17条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第17条第1項第4号ウ」を「第17条第1項第3号ウ」に改める。

第17条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第17条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第17条の6の3中「、資産割額」を削る。

第17条の6の5を次のように改める。

第17条の6の5 削除

第17条の6の6第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第17条の6の7中「、資産割額」を削る。

第17条の6の9を次のように改める。

第17条の6の9 削除

第17条の6の11中「第1号から第3号までに掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「第1号から第3号までに定める」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号」に、「第17条の6の6第1項第4号ア」を「第17条の6の6第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第17条の6の6第1項第4号イ」を「第17条の6の6第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第17条の6の6第1項第4号ウ」を「第17条の6の6第1項第3号ウ」に改める。

第17条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第17条の8中「、資産割額」を削る。

第17条の10を次のように改める。

第17条の10 削除

第17条の11第1項第1号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の30」を「100分の35」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第19条の2第1項中「又は第16条若しくは第17条の4に定める資産割の基礎額」を削る。

第21条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第25条の3第2項中「規定による届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中津川市国民健康保険条例第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第27号

中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第28号

中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように制定する
ものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

消費者安全法に基づき、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、この条例を定めようとする。

中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中津川市消費生活相談室	岐阜県中津川市かやの木町2番1号

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認めた者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに充分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた

情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第29号

中津川市環境保全条例の一部改正について
中津川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

旅館業法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市環境保全条例の一部を改正する条例

中津川市環境保全条例（昭和49年中津川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

議第30号

中津川市農業共済事業の実施に関する条例の廃止について

中津川市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

農業災害補償法の一部改正により、農業共済事業執行等の見直しがされたことに伴い、この条例を定めようとする。

中津川市農業共済事業の実施に関する条例を廃止する条例

中津川市農業共済事業の実施に関する条例（平成7年中津川市条例第25号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第31号

中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市ふれあい牧場の施設への入場料を改正するため、この条例を定めようとする。

中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例（平成7年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「310円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第32号

中津川市中小企業小口融資条例の一部改正について

中津川市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、並びに貸付限度額を拡充し、及び貸付期間を延長するため、この条例を定めようとする。

中津川市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例

中津川市中小企業小口融資条例（昭和46年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「1,250万円」を「2,000万円」に改め、同条第4号中「96月」を「120月」に改め、同条第6号を次のように改める。

（6）担保及び保証人 協会の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の中津川市中小企業小口融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の融資の申込みから適用し、同日前の融資の申込みについては、なお従前の例による。

議第33号

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

福岡ローマン渓谷オートキャンプ場の使用料を改正するため、この条例を定めよ
うとする。

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

区分	単位		区画料	施設利用料		備考
キャンプサイト	1泊目	通常日	3,780円	大人	1,080円	割引日は、4月29日から5月5日、7月20日から8月31日、土曜日及び祝日の前日を除く日とする。
		割引日		小学生	540円	
				幼児	210円	
	2泊目	通常日	3,240円	大人	1,080円	
		割引日		小学生	540円	
				幼児	210円	
	3泊目	通常日	1,620円	大人	1,080円	
		割引日		小学生	540円	
				幼児	210円	
デイキャンプ	1回		1,620円	大人	540円	
				小学生	320円	
				幼児	100円	
ロッジ	1泊		14,040円	大人	1,080円	
				小学生	1,080円	
				幼児	無料	
バンガロー	5人用	1泊	3,780円	大人	750円	
				小学生	320円	
				幼児	無料	
	6人用	1泊	7,020円	大人	750円	
				小学生	320円	
				幼児	無料	
バーベキュー場	6人用	1回	3,240円		炭付き	
	10人用	1回	5,400円		炭付き	

区分	単位		区画料	施設利用料		備考
テント サイト	指定日		3,780円	大人	1,080円	指定日は、 4月29日 から5月5 日まで、7 月20日か ら8月31 日まで及び 土曜日並び に祝日の前 日とする。
				小学生	540円	
				幼児	210円	
	平日		2,160円	大人	1,080円	
				小学生	540円	
				幼児	210円	
デイキ ャンプ	1回		1,620円	大人	1,080円	
				小学生	540円	
				幼児	210円	
ロッジ	1泊		14,040円	大人	1,080円	
				小学生	540円	
				幼児	210円	
バンガ ロー	5人用	1泊	5,400円	大人	1,080円	
				小学生	540円	
				幼児	210円	
	6人用	1泊	7,020円	大人	1,080円	
				小学生	540円	
				幼児	210円	
バーベ キュー 場	6人用	1回	4,320円			炭、網、鉄 板及びゴミ 等処分付き
	10人用	1回	6,480円			

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた使用の申込みに係る使用料又は利用料（以下「改正後使用料」という。）について適用し、施行日前に行わ

れた使用の申込みに係る使用料又は利用料（以下「改正前使用料」という。）については、なお従前の例による。ただし、改正後使用料が改正前使用料を上回る場合は、この限りでない。

議第34号

中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例

中津川市消防本部消防手数料条例（平成12年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の部2の款ウの項からカの項までを次のように改める。

ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	57万円
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	88万円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	107万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	120万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	152万円
(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	178万円
(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	407万円
(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	534万円
(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	649万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 118万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 141万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 158万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 194万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 226万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 455万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 582万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所 707万円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円

別表6の部1の款ウの項からオの項までを次のように改める。

ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 42万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 56万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 73万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 109万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 190万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 212万円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 53万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリ

- ットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 68万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 103万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 141万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 343万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 419万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 480万円

オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 932万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1,260万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,730万円

別表7の部アの項及びイの項を次のように改める。

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 32万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 46万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満

の特定屋外タンク貯蔵所 75万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 102万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 130万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 315万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 387万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 446万円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 269万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 323万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 483万円

別表11の部8の款イの項からエの項までを次のように改める。

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに掲げるものを除く。）

(1) 内容積が1リットル未満のもの 150円

(2) 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 160円

(3) 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの 260円

(4) 内容積が30リットル以上150リットル未満のもの 320円

(5) 内容積が150リットル以上のもの 320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額

ウ 高強度鋼容器（ア及びイに掲げるものを除く。）

(1) 内容積が1リットル未満のもの 140円

- (2) 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 160円
- (3) 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの 210円
- (4) 内容積が30リットル以上のもの 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額

エ アからウまでに掲げるもの以外のもの

- (1) 内容積が1リットル未満のもの 80円
- (2) 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 110円
- (3) 内容積が5リットル以上30リットル未満のもの 170円
- (4) 内容積が30リットル以上150リットル未満のもの 210円
- (5) 内容積が150リットル以上500リットル未満のもの 800円
- (6) 内容積が500リットル以上1,000リットル未満のもの 7,100円
- (7) 内容積が1,000リットル以上のもの 7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額

別表12の部13の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第35号

中津川市火災予防条例の一部改正について
中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

防火対象物の違反對象物に係る公表制度を実施するため、この条例を定めようとする。

中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「（第49条・第50条）」を「（第50条・第51条）」に改める。

第7章中第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第36号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市駒場	田島 雅子

議第37号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市坂下	安江 傳二

議第38号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山 節 児

住 所	氏 名
中津川市高山	青山 健一

議第39号

東濃農業共済事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東濃農業共済事務組合理約を次のとおり変更するものとする。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

農業災害補償法の一部改正に伴い、東濃農業共済事務組合理約を変更しようとする。

東濃農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃農業共済事務組合同規約（平成８年岐阜県指令恵総第１４９８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、「事業」の次に「及び農業経営収入保険事業」を加える。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

議第40号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額 2,000,000円

- 2 損害賠償の相手方 岐阜県在住の男性

議第41号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

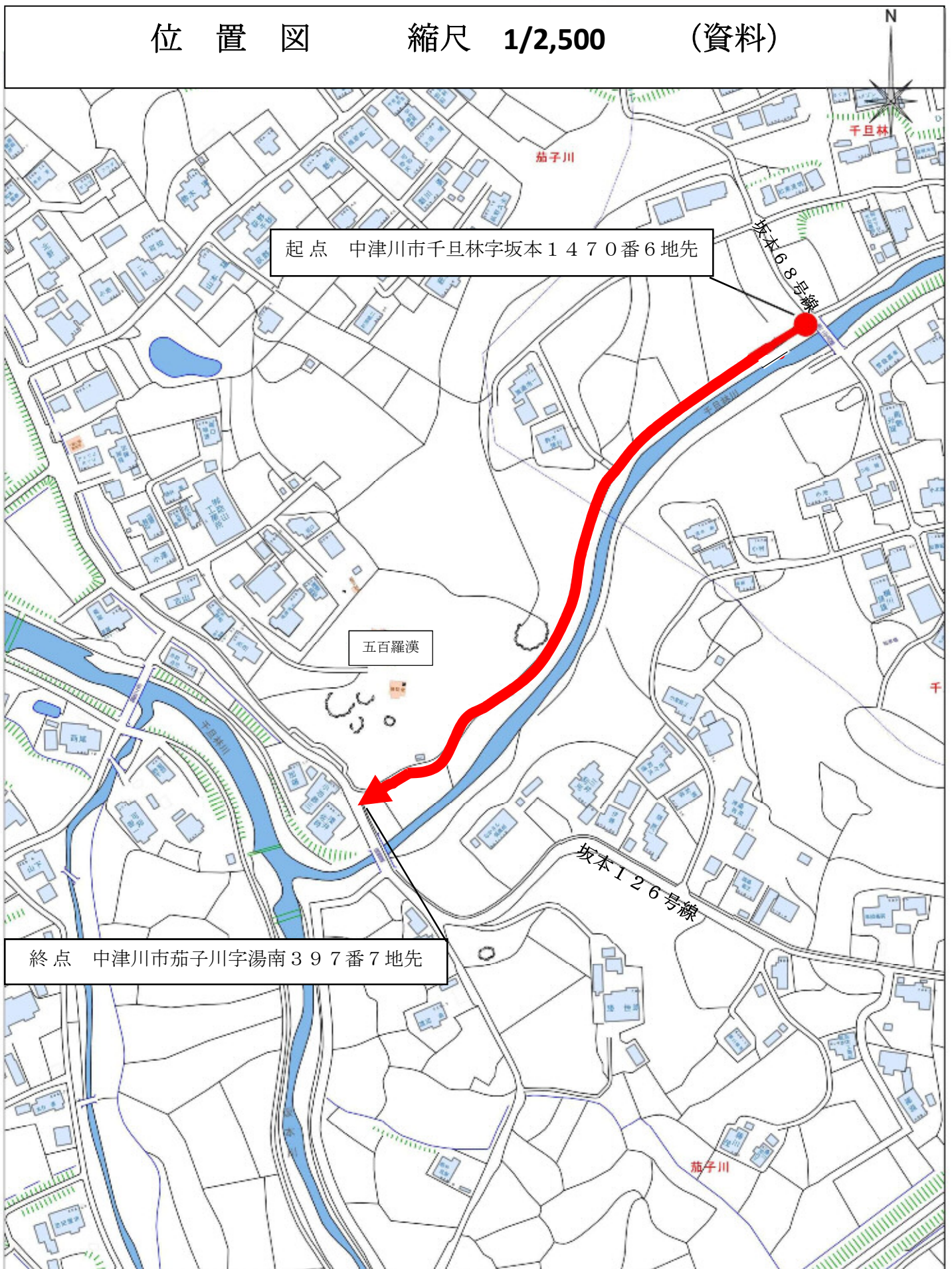
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3291	坂本291号線	中津川市千旦林字坂本1470番6地先
		中津川市茄子川字湯南397番7地先

位置図

縮尺 1/2,500

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3291	坂本291号線	335.00	4.00~6.00	

議第42号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市落合石畳マレットゴルフ場 中津川市落合1447番地の124
指定管理者	中津川市落合1447番地の124 落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第43号

平成29年度中津川市病院事業会計資本剰余金の処分について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、次のとおり資本剰余金を処分したいので、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

中津川市長 青山節児

- 1 処分の内容 医療職員修学資金貸付金の返還債務の免除にあたり、財源である資本剰余金（一般会計負担金）を処分するもの

- 2 処分する資本剰余金の額 3,730,000円